

一般財団法人つくば都市交通センター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人つくば都市交通センターという。

2 この法人の英文名は、Tsukuba Urban Transportation Center(略称 TUTC)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県つくば市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、筑波研究学園都市等の特性を踏まえた都心地区の形成に向けた都市交通の円滑化と都市機能の増進を図るため、調査研究、啓蒙活動及び企画立案を行うとともに、交通施設及びその関連施設の設置、管理運営等を行うことと併せ、都市機能の増進に向けた事業を推進することによって、地域の良好な都市機能の維持向上及び住民の利便と福祉の向上に寄与することを目的とする。(ア)

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。(ア)

(1) 都市交通の円滑化、都市機能の増進等に関する調査研究、啓蒙活動及び企画立案
(ア)

(2) 駐車場、駐輪場等の交通施設及びその関連施設の設置と管理運営

(3) 駐車場、歩行者専用道路、広場等の交通施設及びその関連施設の管理受託

(4) 都市交通の円滑化若しくは都市機能の増進を目的とした事業を行う者又は交通弱者等への支援及び寄附 (ア)

(5) 都市交通の円滑化又は都市機能の増進を目的とした事業を行う者への出資 (ア)

(6) その他この法人の目的達成に必要な事業

2 この法人は、前項の事業のほか、前条の目的を達成するため、前項第2号の事業に支障の無い範囲で次の事業を行う。(ア)

(1) 事務所、店舗等の都市機能の増進のための施設の設置と管理運営 (ア)

(2) 都市交通の円滑化又は都市機能の増進を目的とした事業を行う者への不動産の貸付 (ア)

3 本条の事業は、茨城県において行うものとする。(ア)

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、一般財団法人への移行時現在における財産目録に記載された財産のほか、次の各号に掲げる収入によって生じた資産をもって構成する。

(1) 事業に伴う収入

- (2) 資産から生ずる収入
 - (3) 寄附金品収入
 - (4) その他の収入
- (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員 (評議員の定数)

第9条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。(7)
(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
(評議員の任期)

- 第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により

退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 第4条第2項に定める事項（ア）
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議

を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 18 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員及び理事のうちからそれぞれ選出された議事録署名人各 1 名が記名押印する。

第 6 章 役員

（役員を設置）

第 19 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 9 名以内 (ア)
- (2) 監事 1 名以上 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とし、必要に応じて理事長以外の理事のうち 1 名を専務理事、3 名以内を常務理事とすることができる。ただし、専務理事及び常務理事の合計数は 3 名を超えることができない。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、理事長以外の理事のうち、3 名以内をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第 20 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事会は、その決議によって、前項で選定された業務執行理事より専務理事及び常務理事を選任することができる。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等以内の親族その他特殊な関係にある者の理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

（理事の職務及び権限）

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 25 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(理事及び監事の責任免除及び限定)

第 26 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 198 条において準用する第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事の損害賠償責任を、法令に定める額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、一般社団・財団法人法第 198 条において準用する第 115 条の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 27 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職
(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
(議長)

第 30 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 32 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 34 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 10 条についても適用する。

(解散)

第 35 条 この法人は、法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 36 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配の制限)

第 37 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 38 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は伊藤節治とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
岩井彦二、矢口喜一郎、岡田久司、水野政之、大塚昭司

この定款は、令和 6 年 5 月 24 日から適用する。(ア)

役員名簿

令和8年3月1日現在

役 職 名	氏 名
理 事 長 (常 勤)	関 俊 介
常 務 理 事 (常 勤)	中 根 祐 一
理 事 (常 勤) 〔総務経営担当〕	八 代 真 介
理 事 (常 勤) 〔事業担当〕	司 貴 文
理 事 (非 常 勤)	大 里 和 也
理 事 (非 常 勤)	志 真 泰 夫
理 事 (非 常 勤)	飯 島 寛 志
理 事 (非 常 勤)	氏 家 大 介
監 事 (非 常 勤)	小 林 正 樹
監 事 (非 常 勤)	岩 崎 哲 士

令和 6 年度事業報告

1 事業状況

(1) 事業を取り巻く状況

令和 6 年度の国内景気は緩やかな回復が継続しているとされているものの、賃金の伸びが物価上昇を上回るような状況には至っていない。

人口増加が続いているつくば市においては、初めて 26 万人を超え、県内人口 1 位の水戸市との差が縮まってきている。

人口や人流の増加、新設住宅着工数などが順調に推移する中、市内では新しい商業施設や業務系フロアなども進出してきている。つくばセンター地区では、つくば駅に直結して賃貸オフィスなどからなる複合施設が完成した。駅周辺で 1 万㎡以上の施設が開業するのは 35 年ぶりという。また、つくばセンター地区から 2km 弱の距離に位置し、令和 4 年に閉店した大型商業施設の跡地に、新しい商業施設が大規模な駐車場を併設して令和 7 年度にオープンした。

(2) 財団の取り組み状況

事業収益については、駐車場事業収益において現金、回数券のほか、レシートバックや定期契約など主だった収入項目全般において、前年度を上回った。一方で、立体駐車場等においては安全・安心な施設の維持に努めるため、修繕の増加状況に対応するとともに、物価上昇の影響などにより、事業費用も嵩むこととなった。

これらの結果、当期の経常増減額は前年度並みの高い水準が続き、コロナ禍前を上回る状況が続いている。

このような中、当財団は、実施事業、社会貢献等を着実に進めるとともに、駐車場利用者や賃貸施設入居者の利便性向上などに努めつつ組織体制の強化を図り、新たな取り組みについても検討を開始した。

- ①キャッシュレス化や DX 化の進展等を踏まえ、利用者視点に立った駐車場管制システムの導入に向けて、メーカーを絞り込んで具体的に準備を進めた。
- ②安全安心な施設として維持するための修繕を的確に実施するとともに、駐車場に思いやり車室等の設置個所を増やし、EV 普通充電器の運用を開始した。
- ③社会情勢及び当財団の状況等を勘案し、暫く実施していなかったベアを実施するとともに、仕事の効率化などについて検討を進めた。
- ④労働市場が人手不足と言われている中、高齢者を中心とした駐車場管理センターの定年等に伴う採用にあたって、様々なネットワークを活用して、必要人員を確保した。

- ⑤他機関との連携による、まちづくりや地域活性化に関する調査研究を実施するとともに、駐車場における太陽光発電施設の導入可能性について検討を開始した。

(3) 事業別活動状況

令和6年度事業実施計画に基づき、次のとおり各事業活動を行った。

① 実施事業等会計

イ 駐車場事業（公益その1）

- ・ 県立美術館、市立図書館等利用者や市認定障害者の駐車場利用料金の特別割引により、公共施設の利用促進及び障害者支援を図った。

ロ 駐車場事業（公益その2）

- ・ つくば市民ホールカピオ等における公共目的利用者の駐車場利用料金の割引により、施設の利用促進を図った。

ハ 調査研究等事業

- ・ 都市交通の円滑化や地域の活性化に関連した施策の基礎資料とするため、つくばセンター地区における歩行者等の動態調査を継続するとともに、令和3年度から継続実施している都市活動の実態調査については、つくばセンター地区のまちの活動状況に係る各種データを収集・分析し、コロナ前からアフターコロナまでの、まちの変化として総括を行った。
- ・ つくば駅周辺におけるパブリックスペースを活用したサードプレイスの創出に向けた実証実験を行い、調査結果を取りまとめた。
- ・ これらの成果について、TUTC ライブラリーとして発刊し、公共機関等に配布するとともにHP上に公開した。

ニ 特定寄附

- ・ つくば市域における交通安全施設等整備や市民等への活動助成を支援するため、つくば市に対し寄附を行った。
- ・ つくば市域の市民文化創造活動への支援事業を行っている公益財団法人つくば文化振興財団に対し寄附を行った。

② その他事業等会計

イ 駐車場事業

(駐車場利用実績)

- ・立体駐車場 4 箇所、平面駐車場 3 箇所の計 7 箇所（普通車約 3 千 8 百台＋大型車 13 台収容）及び駐輪場（126 台収容）の管理運営を行った。駐車場利用台数は、前年度から約 10 万台増の 210.1 万台（対前年比 105%）であり、コロナ禍の影響をほとんど受けていない令和元年度の 159.7 万台を昨年度に続き上回った。

なお、過去 10 年の期間で見ると、平成 28 年度（西武筑波店が営業していた最終年度）の利用台数は 253.5 万台となっている。

(営業活動)

- ・時間制駐車料金、定期利用料金、回数券、レシートバック契約料金等、多様な料金設定により利用者サービスを行った。
- ・駐車場及び駐輪場の運営において、事業環境の変化を見極めつつ、利用実態及びニーズの把握に努め、需要が少ない夜間利用券を廃止するなどサービスメニューの整理を行いながら、利用者の利便性向上・利用者確保のための新たな方策を検討し、定期募集の予約管理システムの導入、一部駐車場における定期枠拡大と定期料金改定を行った。
- ・令和 7 年度からの運用を見据え、営業時間外でも回数券の購入が可能となるよう自動販売機を設置した。

(保守・修繕・更新工事等)

- ・令和 4 年度より検討を進めてきた、駐車場利用者のサービス向上、効率的な駐車場運営を図るための駐車場精算機等の更新について、仕様の概略をまとめ、複数事業者と調整・交渉した結果、優先交渉事業者を選定した。
- ・駐車場管理センター業務においては、管理要員等の健康維持と駐車場事業の安定運営を図るため、夜間管理業務を引き続き外部委託した。
- ・立体駐車場の更新工事及び修繕工事は、必要不可欠かつ緊急性の高い工事から優先的に実施した上で、収支バランスを見ながら、可能な限り安全・安心の確保に努めた。

また、利用者の快適性・利便性向上のため、北 1 駐車場の一部において、車いす専用車室を再整備（既存 8、新設 1 台）、高齢者やベビーカー使用者等の優先車室として思いやり車室（7 台）を新設整備した。

ロ 賃貸事業

- ・南3パークビル、財団事務所ビル等の賃貸施設（14区画）を運営し、テナントの借増し（増床）の要望に応え年度途中で南3パークビルの管理室の一部を賃貸施設に変更した部分を含め、年間を通して全区画の入居が続いた。
- ・駐車場内等の自動販売機コーナーを維持管理し利用者の利便性向上に寄与するとともに、立体駐車場内の壁面等を一般の広告物掲載スペースとして活用した。

（4） その他社会貢献等

- ・つくばセンター地区活性化協議会の副会長及び事務局を務め、つくばまちなかデザイン株式会社と連携を図り、地区の活性化に貢献した。
- ・つくばスマートシティ協議会に引き続き参加し、駐車場やモビリティを取り巻く技術革新の動向・事業環境の変化への対応に向けた研究・検討を進めた。
- ・昨年度につくば市が応募して選定された「脱炭素先行地域」に関して、当財団が運営する駐車場における太陽光パネルの設置の可能性について、市との調整・検討を開始した。

2 一般事項

(1) 組織及び人員

① 公益目的事業等各事業の推進及び経営能力の向上を図りつつ、着実な組織運営を実施。

② 令和7年3月31日現在における役職員数は、下表のとおり。(単位：人)

役 員		職 員	
理事長（常勤）	1	総務経営部	6
理事（常勤）	3	事業部	23
理事（非常勤）	4		
監事（非常勤）	2		
計	10	計	29

注：理事（常勤）3名の内2名はそれぞれ、総務経営部長、事業部長を兼ねる。

(2) 理事会

① 第70回理事会（令和6年5月16日、決議があったとみなされた日）

- ・第47回評議員会の招集、常務理事選任及び業務執行理事選定、停止条件付業務執行理事選定について、書面により全理事から同意を得た。また、両監事から当該事項について書面により確認を得た。

② 第71回理事会（令和6年6月6日開催）

- ・令和5年度業務実施報告及び令和6年度業務実施状況について担当理事より説明を行った。
- ・令和5年度事業報告及び決算、令和5年度公益目的支出計画実施報告書について担当理事より説明があり、その後、岩崎監事から理事の職務執行及び事業報告、財務諸表等については適正である旨の監査報告があり、審議した結果、原案のとおり決定した。併せて、令和5年度公益目的支出計画実施報告書については定時評議員会へ報告後、行政庁へ電子申請で行うことを事務局に一任することで了承された。

③ 第72回理事会（令和6年6月24日開催）

- ・代表理事及び業務執行理事の選定、常務理事の選任について審議した結果、原案のとおり決定した。

④ 第73回理事会（令和6年7月31日、決議があったとみなされた日）

- ・第49回評議員会の招集について、書面により全理事から同意を得た。また、両監事から当該事項について書面により確認を得た。

⑤ 第74回理事会（令和6年11月22日開催）

- ・理事会運営規則の一部変更について担当理事より説明があり、審議した結果、原案のとおり決定した。
- ・令和6年度業務実施状況について担当理事より報告を行った。

- ・令和6年度上半期の収支実績について担当理事より報告を行った。
- ⑥ 第75回理事会（令和7年2月25日、決議があったとみなされた日）
 - ・第50回評議員会の招集について、書面により全理事から同意を得た。また、両監事から当該事項について書面により確認を得た。
- ⑦ 第76回理事会（令和7年3月14日開催）
 - ・令和6年度業務実施状況について担当理事より報告を行った。
 - ・令和6年度の収支見通しについて担当理事より報告を行った。
 - ・令和7年度事業計画及び収支予算について担当理事より説明があり、審議した結果、原案のとおり決定した。
 - ・役員賠償責任保険の更新について担当理事より説明があり、審議した結果原案のとおり決定した。

（3）評議員会

- ① 第47回評議員会（令和6年5月24日、決議があったとみなされた日）
 - ・須山知英評議員の退任に伴い後任評議員に中村陽介氏を、富田剛非常勤理事の退任に伴い後任非常勤理事に大里和也氏を、今橋茂樹非常勤理事の後任非常勤理事に関野かつと氏を、湯通堂浩常勤理事の後任常勤理事に八代真介氏を、令和6年5月24日付で選任することについて全評議員が書面により同意した。
- ② 第48回評議員会（令和6年6月24日開催）
 - ・令和5年度業務実施報告及び令和6年度業務実施状況について担当理事より報告を行った。
 - ・令和5年度事業報告及び決算について担当理事より説明があり、その後、小林監事から報告等については適正である旨の監査報告があり、審議した結果、原案のとおり事業報告を了承し、決算を承認した。
 - ・令和5年度公益目的支出計画実施報告書について、担当理事より報告を行った。
 - ・理事及び監事の選任について担当理事より説明があり、理事8名、監事2名について各別に審議した結果、原案のとおり関俊介氏を新たに理事に選任し、そのほかの者についてはそれぞれ再任した。
 - ・評議員の選任について担当理事より説明があり、評議員7名について各別に審議した結果、原案のとおり望月明彦氏、谷口守氏、馬場清康氏を新たに評議員に選任し、そのほかの者についてはそれぞれ再任した。
 - ・評議員会運営規則の一部変更について担当理事より説明があり、審議した結果、原案のとおり決定した。
 - ・議事録署名人の選出について議長に一任され、議長並びに評議員会に出席した評議員中村陽介氏及び代表理事茂木貴志氏が指名された。

- ③ 第 49 回評議員会（令和 6 年 8 月 8 日、決議があったとみなされた日）
- ・ 櫻井邦夫評議員の退任に伴い後任評議員に村井剛氏を、馬場清康評議員の退任に伴い後任評議員に石田奈緒子氏を令和 6 年 8 月 8 日付で選任することについて全評議員が書面により同意した。
- ④ 第 50 回評議員会（令和 7 年 3 月 5 日、決議があったとみなされた日）
- ・ 飯野哲雄評議員の退任に伴い後任評議員に松本玲子氏を令和 7 年 3 月 5 日付で選任することについて全評議員が書面により同意した。
- ⑤ 第 51 回評議員会（令和 7 年 3 月 26 日開催）
- ・ 令和 6 年度業務実施状況について担当理事より報告を行った。
 - ・ 令和 6 年度の収支見通しについて担当理事より報告を行った。
 - ・ 令和 7 年度事業計画及び収支予算について担当理事より報告を行った。
 - ・ 役員賠償責任保険の更新について担当理事より報告を行った。

3 附属明細書

令和 6 年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存しないので、これを作成しない。

令和 7 年 6 月

一般財団法人つくば都市交通センター

貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
1 流 動 資 産			
現 金	3,773,200	5,837,416	△ 2,064,216
預 金	2,080,105,723	1,988,763,484	91,342,239
未 収 金	31,804,746	30,870,468	934,278
立 替 金	2,016,922	1,921,368	95,554
前 払 金	5,030	0	5,030
流 動 資 産 合 計	2,117,705,621	2,027,392,736	90,312,885
2 固 定 資 産			
(1) 基 本 財 産			
基 本 財 産 計	0	0	0
(2) 特 定 資 産			
土 地	0	4,887,351,404	△ 4,887,351,404
建 物	0	130,320,744	△ 130,320,744
建 物 附 属 設 備	0	9	△ 9
退 職 給 付 引 当 資 産	79,771,100	80,456,500	△ 685,400
預 り 保 証 金 積 立 資 産	216,200,000	216,200,000	0
預 り 敷 金 積 立 資 産	126,868,843	126,679,240	189,603
特 定 資 産 計	422,839,943	5,441,007,897	△ 5,018,167,954
(3) そ の 他 固 定 資 産			
土 地	4,890,109,650	28,982,504	4,861,127,146
建 物	1,590,402,247	1,553,551,878	36,850,369
建 物 附 属 設 備	160,796,570	161,432,508	△ 635,938
構 築 物	42,494,631	32,507,220	9,987,411
車 両 運 搬 具	3,880,155	3	3,880,152
什 器 備 品	26,583,646	20,311,010	6,272,636
建 設 仮 勘 定	8,295,900	3,050,000	5,245,900
ソ フ ト ウ ェ ア	7,494,663	9,896,360	△ 2,401,697
電 話 加 入 権	3,321,600	3,321,600	0
保 証 金	50,000	50,000	0
リ サ イ ク ル 預 託 金	35,080	35,570	△ 490
長 期 前 払 費 用	293,333	613,333	△ 320,000
そ の 他 固 定 資 産 計	6,733,757,475	1,813,751,986	4,920,005,489
固 定 資 産 合 計	7,156,597,418	7,254,759,883	△ 98,162,465
資 産 合 計	9,274,303,039	9,282,152,619	△ 7,849,580

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
Ⅱ 負 債 の 部			
1 流 動 負 債			
未 払 金	59,319,040	154,013,232	△ 94,694,192
未 払 費 用	2,249,673	1,984,891	264,782
未 払 法 人 税 等	77,531,500	66,541,900	10,989,600
未 払 消 費 税 等	10,734,900	22,681,300	△ 11,946,400
前 受 金	31,719,643	31,479,011	240,632
預 り 金	1,050,832	2,263,782	△ 1,212,950
1年以内返済予定の長期未払金	318,516	318,516	0
1年以内返済予定の長期借入金	12,000,000	28,000,000	△ 16,000,000
賞 与 引 当 金	12,429,139	11,744,916	684,223
流 動 負 債 合 計	207,353,243	319,027,548	△ 111,674,305
2 固 定 負 債			
長 期 未 払 金	371,602	690,118	△ 318,516
長 期 借 入 金	0	12,000,000	△ 12,000,000
退 職 給 付 引 当 金	79,771,100	80,456,500	△ 685,400
預 り 保 証 金	216,200,000	216,200,000	0
預 り 敷 金	126,868,843	126,679,240	189,603
固 定 負 債 合 計	423,211,545	436,025,858	△ 12,814,313
負 債 合 計	630,564,788	755,053,406	△ 124,488,618
Ⅲ 正 味 財 産 の 部			
1 指 定 正 味 財 産			
受 贈 土 地	0	4,887,351,404	△ 4,887,351,404
受 贈 建 物 等	0	130,320,753	△ 130,320,753
指 定 正 味 財 産 計	0	5,017,672,157	△ 5,017,672,157
(うち特定資産への充当額)	(0)	(5,017,672,157)	(△ 5,017,672,157)
2 一 般 正 味 財 産			
一 般 正 味 財 産 計	8,643,738,251	3,509,427,056	5,134,311,195
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正 味 財 産 合 計	8,643,738,251	8,527,099,213	116,639,038
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	9,274,303,039	9,282,152,619	△ 7,849,580

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	4,334	4,324	10
特定資産受取利息	4,334	4,324	10
事業収益	949,550,302	882,564,067	66,986,235
駐車場事業収益	818,117,051	752,030,184	66,086,867
賃貸事業収益	131,433,251	130,533,883	899,368
雑収益	1,246,561	414,823	831,738
雑収益	1,246,561	414,823	831,738
経常収益計	950,801,197	882,983,214	67,817,983
(2) 経常費用			
事業費	702,843,815	619,683,467	83,160,348
直接人件費	196,251,761	179,441,375	16,810,386
業務費	498,934,859	432,778,805	66,156,054
共益費	7,657,195	7,463,287	193,908
管理費	53,858,770	54,934,572	△ 1,075,802
人件費	33,673,826	31,211,492	2,462,334
管理費	20,184,944	23,723,080	△ 3,538,136
経常費用計	756,702,585	674,618,039	82,084,546
評価損益等調整前当期経常増減額	194,098,612	208,365,175	△ 14,266,563
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	194,098,612	208,365,175	△ 14,266,563
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	98,444	0	98,444
車輛運搬具売却益	98,444	0	98,444
固定資産受贈益	5,017,672,157	17,293,433	5,000,378,724
指定正味財産減価償却費振替益	4,323,351	17,293,433	△ 12,970,082
指定正味財産土地振替益	4,887,351,404	0	4,887,351,404
指定正味財産建物等振替益	125,997,402	0	125,997,402
経常外収益計	5,017,770,601	17,293,433	5,000,477,168
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	2	13,141,461	△ 13,141,459
建物等除却損	0	12,391,624	△ 12,391,624
什器備品除却損	2	749,837	△ 749,835
経常外費用計	2	13,141,461	△ 13,141,459
当期経常外増減額	5,017,770,599	4,151,972	5,013,618,627
税引前当期一般正味財産増減額	5,211,869,211	212,517,147	4,999,352,064
法人税、住民税及び事業税	77,558,016	66,545,616	11,012,400
当期一般正味財産増減額	5,134,311,195	145,971,531	4,988,339,664
一般正味財産期首残高	3,509,427,056	3,363,455,525	145,971,531
一般正味財産期末残高	8,643,738,251	3,509,427,056	5,134,311,195
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	△ 5,017,672,157	△ 17,293,433	△ 5,000,378,724
一般正味財産への振替額	△ 5,017,672,157	△ 17,293,433	△ 5,000,378,724
当期指定正味財産増減額	△ 5,017,672,157	△ 17,293,433	△ 5,000,378,724
指定正味財産期首残高	5,017,672,157	5,034,965,590	△ 17,293,433
指定正味財産期末残高	0	5,017,672,157	△ 5,017,672,157
III 正味財産期末残高	8,643,738,251	8,527,099,213	116,639,038

令和8年度 事業計画書

I 事業全般

(1) 当財団は、一般財団法人（非営利型）として茨城県の認可内容に基づき事業を計画的かつ効率的に実施する。

また、財団を取り巻く事業環境の変化に柔軟に対応するサステナブルな法人運営に努めるとともに、引き続き安全安心・利便性向上等利用者や来訪者の視点に立ったサービスの提供や施設の更新を進め、それらに対応する組織体制の整備を図る。

さらに、財団設立40周年（令和10年6月）を見据え、財団の経営理念の検証とビジョンの構築をスタートさせる。

(2) 今年度においては、過年度から検討、準備を進めてきた駐車場利用者の利便性向上や施設の長寿命化のための大型設備投資を完了させ、稼働を開始していく。

これと並行して中長期的な視点での事業運営及び収支管理を見通し、駐車場料金の改定を行うことにより、経営の安定化を図る。

また、地域の発展に貢献すべく実施している調査研究活動においては、様々な関係者等との協業を進め、成果の価値向上につなげていく。

組織の運営においては、継続して業務改善、執務環境の改善などを進め組織力の向上に努めるとともに、事業環境、社会環境等の変化を見極めつつ今後の方向性を探っていく。

II 事業実施計画

1 実施事業等会計

(1) 公共施設利用等促進事業

県立美術館、市立図書館等の公共施設利用促進事業（公益その1）及びつくば市民ホールカピオ等における公共目的利用促進事業（公益その2）として公共利用に関する利用料金の割引を行う。

(2) 調査研究等事業

- ① センター地区の魅力向上に繋がる中長期の事業展開を検討する上で、本年度は地域関係者との意見交換を重ね、センター地区の創成期からの変化や地区のポテンシャルの整理を行う。また、センター地区の来街動機に繋がるポータルサイトの構築に向けて、本年度は地域資源の整理や情報発信手法の実証、メディア構築に向けた基盤整備の検討を進める。
- ② 実施した調査研究等事業についてその成果等をTUTCライブラリーとして取りまとめ、公共団体等へ配布するとともに、成果の有効な展開などを検討し効果的な情報発信を行う。

(3) 特定寄附

- ① つくば市域の交通安全施設整備等に役立ててもらうため、つくば市に対して寄附を行う。
- ② つくば市域において市民の文化創造活動の支援事業を行っている公益財団法人つくば文化振興財団の活動を支援するため、寄附を行う。

2 その他会計

(1) 駐車場事業

- ① 立体駐車場4箇所、平面駐車場3箇所の計7駐車場（普通車約3千8百台＋大型車13台収容）及び駐輪場（126台収容）の安定した管理運営に引き続き努めながら、秋に予定する新管制システムへのスムーズな移行、その後の安定運営に注力する。加えて、非常時における緊急管理体制を強化し、臨機に対応できるよう訓練等を通じ発災時に備える。
- ② 立体駐車場施設の維持保全更新については、定期的に行う点検・調査を基に計画的に更新及び修繕工事を実施しながら安全・安心の確保に努めるとともに、大規模更新工事（ガラスブロック改修、エレベーター増設）を安全かつ確実に竣工させる。また、お客様の要望などの声に耳を傾け、利用者の利便性、快適性向上のため必要な措置も講じる。今年度は、老朽化の進行状況の確認と合わせ、物価高騰を見据えた長期修繕計画の更新を行い、実態に則した予防保全による施設の長寿命化を図る。
- ③ 駐車場及び駐輪場の事業運営においては、お客様のニーズの変化を的確に捉えながら、定期枠等の戦略的なコントロールにより車室の稼働を維持することと、新たに導入するキャッシュレス化やDX化を実現する新管制システムの導入やエレベーターの待機ストレスの軽減につながる南1駐車場エレベーター増設などと合わせて料金改定を行うことにより、経営の安定化を図る。

(2) 賃貸事業

- ① 賃貸事業については、現テナントの賃貸継続のために施設の適正な管理運営に努めるとともに、テナントと連携した防火管理体制を構築し防災意識の高揚を図る。
- ② 駐車場内等の自動販売機コーナーの増設や立体駐車場内壁面等における有料広告物掲載の拡大など、アセット活用の最大化を図り新たな収益源を生み出す。
- ③ 令和10年3月にエンジニアリング契約満了を迎える南3パークビル空調設備については、テナントとの調整を図りながら更新に向けた準備を進める。

III その他社会貢献等

(1) センター地区の活性化

- ① つくばセンター地区活性化協議会の会員として、つくばまちなかデザイン株式会社と連携を図り、つくばセンター地区の活性化に資する活動を地域と協働して実施する。
- ② パフォーマンスギャラリーについて、地域の活性化に資することを目的として、引き続き各種団体・展示等に貸し出しを行う。

(2) 新たな施策立案に向けた情報収集・研究

- ① つくばスマートシティ協議会に引き続き参加し、実証実験等への関与を通じ接点を深め、駐車場やモビリティを取り巻く技術革新の動向・事業環境の変化への対応に向けた情報収集を進める。

収支予算書(損益ベース)

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科 目	令和8年度 予 算 額	令和7年度 変更予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産運用益	0	253,850	△ 253,850	
特定資産受取利息	0	253,850	△ 253,850	
事業収益	966,927,000	962,711,537	4,215,463	
駐車場事業収益	834,978,000	830,915,956	4,062,044	
賃貸事業収益	131,949,000	131,795,581	153,419	
雑収益	7,300,000	4,241,806	3,058,194	
雑収益	7,300,000	4,241,806	3,058,194	
経常収益計	974,227,000	967,207,193	7,019,807	
(2) 経常費用				
事業費用	783,251,000	710,750,334	72,500,666	
直接人件費	242,331,000	217,119,649	25,211,351	
業務費	533,016,000	485,708,310	47,307,690	
共益費	7,904,000	7,922,375	△ 18,375	
管理費	76,161,000	71,074,507	5,086,493	
人件費	38,482,000	35,245,764	3,236,236	
管理費	37,679,000	35,828,743	1,850,257	
経常費用計	859,412,000	781,824,841	77,587,159	
評価損益等調整前当期経常増減額	114,815,000	185,382,352	△ 70,567,352	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	114,815,000	185,382,352	△ 70,567,352	
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
固定資産除却損	6,100,000	1,100,000	5,000,000	
固定資産除却損	6,100,000	1,100,000	5,000,000	
経常外費用	0	258,182	△ 258,182	
経常外雑損	0	258,182	△ 258,182	
経常外費用計	6,100,000	1,358,182	4,741,818	
当期経常外増減額	△ 6,100,000	△ 1,358,182	△ 4,741,818	
税引前当期一般正味財産増減額	108,715,000	184,024,170	△ 75,309,170	
法人税、住民税及び事業税	47,310,000	79,986,000	△ 32,676,000	
当期一般正味財産増減額	61,405,000	104,038,170	△ 42,633,170	
一般正味財産期首残高	8,747,776,421	8,643,738,251	104,038,170	
一般正味財産期末残高	8,809,181,421	8,747,776,421	61,405,000	
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	0	0	0	
一般正味財産への振替額	0	0	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	8,809,181,421	8,747,776,421	61,405,000	